

## 【給水装置工事主任技術者選任・解任書類】

- 新たに指定を受けたとき（指定から2週間以内）
- 給水装置工事主任技術者が欠けたとき（欠けた日から2週間以内）
- 給水装置工事主任技術者を追加して選任したとき、又は解任したとき（遅滞なく：30日以内）
- 事業所を新設又は閉鎖したとき
  - 1 主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
  - 2 主任技術者免状の写し（選任の場合のみ）

## 指定給水装置工事事業者【廃止・休止・再開書類】

- 事業の廃止・休止（廃止・休止から30日以内）
- 事業の再開（再開から10日以内）
  - 1 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
  - 2 指定書（廃止・休止の場合）

山武郡市広域水道企業団 業務課給水検査班  
電話0475-55-7853  
FAX 0475-55-7857

様式第 11(第 35 条関係)

指定給水装置工事事業者 廃止  
休止 届出書  
再開

山武郡市広域水道企業団  
企業長 殿

年 月 日

届出者

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事事業者の 廃止  
休止の届出をします。  
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。